

初診にかかる特別料金（初診時選定療養費）

の お 知 ら せ

平成29年7月1日より

初診時選定療養費1,080円（税込）

を初診料とは別に、ご負担いただくこととなります

初診時選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院・診療所等（かかりつけ医）で行い、さらに高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として認められた制度です。

つきましては、一般病床365床の当院では、地域の医院・診療所との役割分担と連携を進めるため、初診時選定療養費を初診患者のみなさまにご負担いただきますのでお知らせいたします。

ご負担の対象となる方

- ・初めて当院に来院される方
- ・以前に受診したことはあるが、既に治癒した、もしくは、患者様が任意に治療を中止された後に受診される場合

ご負担の対象とならない方

- 他院から紹介状をお持ちした方
- 救急その他やむを得ない事情がある場合
 - ・救急車で来院し、緊急な診療を必要とされる場合
 - ・国の公費負担受給対象者や重度心身障がい者医療や乳幼児医療などの受給対象の方
 - ・他医療機関において精密検査受診の指示を受けた方
 - ・当院に通院中の方で他の診療科を初めて受診する場合など

みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

岩見沢市立総合病院長